

島根県社会福祉協議会・法人支援部
(H23・5 現在)

社会福祉法人・新会計基準（案）の骨子について

目 次

1	作成の目的	3
2	基本的な考え方	3
3	適用の範囲	3
4	適用時期	4
5	構成	4
6	財務諸表	4
7	区分	5
8	財務諸表の作成	6
9	事業区分・拠点区分・サービス区分の設定	7
10	附属明細書	8
11	財務諸表に対する注記	10
12	主な改正点	12
	(1) 基本金	12
	(2) 国庫補助金等特別積立金	12
	(3) 引当金	17
	(4) 寄付金	19
	(5) 資産・負債区分の改正点	20
	(6) 退職共済制度の改正点	20
	(7) 内部取引の改正点	21
	(8) 共通収入・支出（収益費用）の配分方法	22
	(9) 支払資金の改正点	25
	(10) 金融商品の改正	25
	(11) 減損会計	27
	(12) リース会計	28
	(13) 各財務諸表の主たる変更点	32
13	積立金の積立について	37
14	移行時の取扱い	38
15	新会計基準の改正点のまとめ	39
16	新会計基準の導入までの移行計画	39
	*参考資料 区分・財務諸表の作成基準	41

1 作成の目的

- (1) 社会福祉法人に適用される会計ルール併存の解消による事務の簡素化
「社会福祉法人会計基準」「指導指針」「老健準則」「就労支援会計基準」等の会計処理基準の一本化
- (2) 社会福祉法人が果すべき説明責任（アカウンタビリティ）及び事業の効率性に関する情報の充実
社会福祉法人は公的資金・寄付金等を受けて運営されており、経営実態を正確に反映した形で国民・寄付者に説明責任があります。特に人件費を、より詳細な収益性（比較）が求められています。
- (3) 簡素で国民に分かりやすい会計処理基準の作成
このことは透明性を高くすることになります。言い換えるならば事業活動をより詳細に処理することになります。

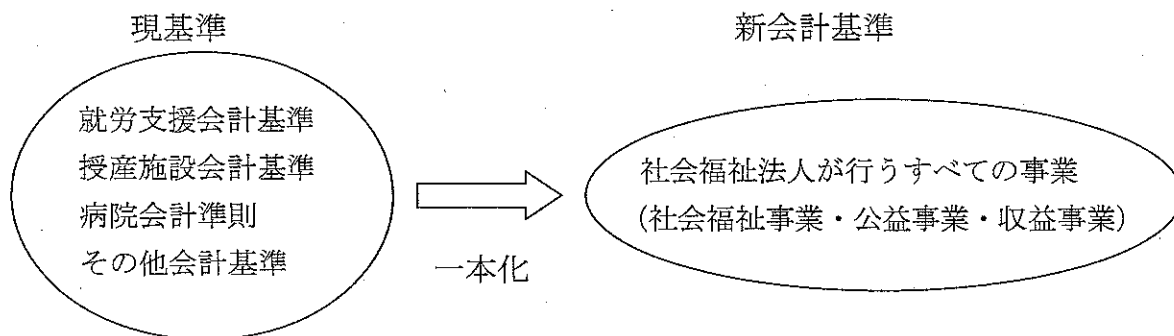
2 基本的な考え方

既存の「社会福祉法人会計基準」「指導指針」「老健準則」「就労支援会計基準」等の会計処理基準及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月）企業会計原則等を参考に作成されています。このことは、社会福祉法人が行うすべての事業が新会計基準の適用の対象となります。

又、法人全体の財政状況を明らかにし、経営分析が可能なものとなり、法人内部での各事業へのチェック機能の充実、外部への情報公開等も勘案されたつくりとされています。

従って、これまでの各事業に対し規制・指導されている内容まで変えるものでないことに注意する必要があります。

3 適用の範囲



4 適用時期

平成25年度（予算）から、全ての法人において移行しなければなりません。但し、事務体制が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度（予算）から移行しても良いことになっています。

なお、身体障害者更正援護施設・精神障害者社会復帰施設・知的障害者援護施設等の各施設において、就労支援会計に移行されていない法人は、平成24年度から新会計基準に移行するか、平成24年度に就労支援会計に移行し、平成25年に新会計基準に移行するかのどちらかになります

5 構成

「基準」「注解」を定めた上で、各種事業ごとの取扱いや、その他の運用ルールの取扱いを定めた「運用指針Ⅰ」「運用指針Ⅱ」が定められています。なお、これに伴い、移行期間終了をもって通達が廃止の方向で検討されています。

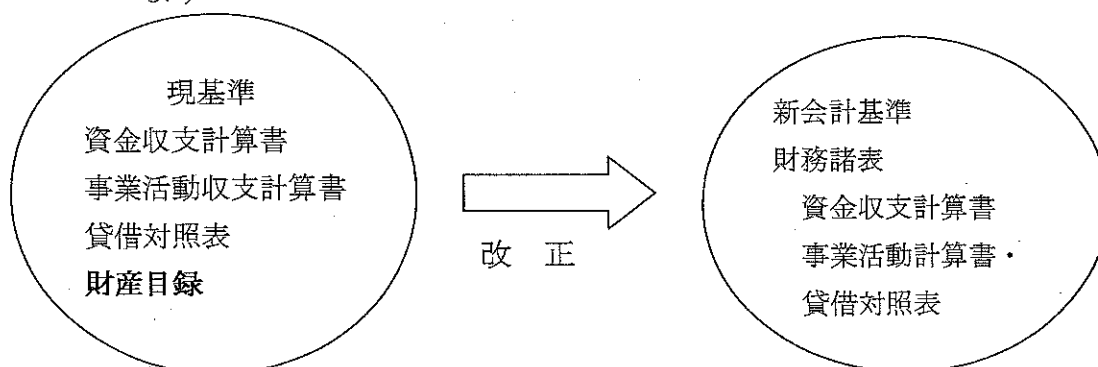
基準と注解 会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例

運用指針Ⅰ 会計基準の適用に当たっての留意事項・基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。

運用指針Ⅱ 従来の会計ルールから新会計基準へ移行するに当たっての取扱いを定めたもの

6 財務諸表

資金収支計算書・事業活動（収支）計算書・貸借対照表・財産目録は従来どおり作成しますが、現行の「計算書類」を「財務諸表」に名称を変更しています。又、事業活動計算書・貸借対照表を補足する書類として、現行の多くの別表・明細書を統一して、必要最小限の「附属明細書」として整理されています。なお、現基準の財産目録は、新会計基準では財務諸表の内容を補足する書類として位置づけられています



7 区分

法人全体の計算書類を「法人全体」・「事業区分別」・「拠点区分別」の3つに分類し、資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表を作成します。

「事業区分」は法人全体の事業を「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」に区分。現基準では「会計単位」に相当します。

「拠点区分」は原則として予算管理の単位とされ、一体として運営される施設、事業所、事務所をもって1つの拠点区分とすることになり、新会計基準（案）で新たに設定されています。なお、同一事業所（事務所）で複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計処理することができます。

本部会計については、法人の自主的な決定により、「拠点区分」又は「サービス区分」とすることができます。介護保健サービス・障害福祉サービス・保育所運営費・措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、各事業所から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにも拘らず、年度内に返済が行われていない場合は、1つの拠点として区分する等の取扱いとするものになっています。

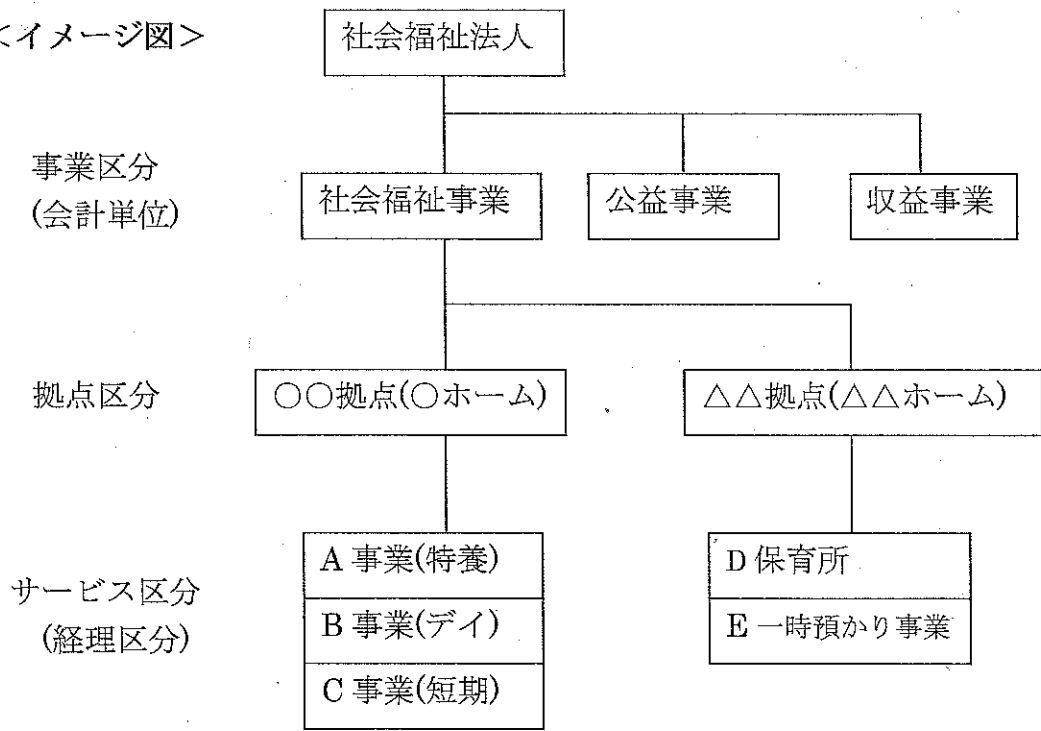
法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属させないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとするものとなっています。

「サービス区分」はその拠点区分で実施する複数の事業について、法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとされ、現基準の「経理区分」に相当します。

このようにそれぞれ会計の区分単位で財務諸表等を作成することが求められています。このことは作成する財務諸表の数が増えることとなりますが、一部省略可とする取扱いがなされています。

この、一部省略可については 「8 財務諸表の作成」の箇所で記載してあります。

<イメージ図>



8 財務諸表の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	注記・内部取引消去
法人全体	作成	作成	作成	全項目注記
事業区分別	*事業区分が社会福祉事業のみの場合省略可 *拠点が1つの法人の場合省略可			事業区分間の内部取引消去
拠点別区分	*拠点が1つの法人の場合省略可			拠点区分間の内部取引消去
(1つの拠点を表示)	作成	作成	作成	注記一部記載不要
サービス区分別	*内訳表(付属明細書)を作成 *その他拠点別に区分し、必要に応じていずれかを作成。			サービス区分間の内部取引消去

* 参考資料 P 4 1 ・ 4 2

9 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

現基準からの移行の場合の区分の設定は次のようになります。

	現基準から移行	指導指針から移行
事業区分	<p>*原則として社会福祉事業会計単位・公益事業会計単位・収益事業会計単位を基礎として設定します。</p> <p>*拠点区分における主たる事業が社会福祉事業・公益事業・収益事業のいずれかにより区分を設定します。</p>	同左
拠点区分	<p>*運用指針Ⅰの4に基づき一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とします。なお、当該施設で一体的に実施されている公益事業は、当該拠点区分に含めることができます。</p> <p>*養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・経費老人ホーム・児童福祉施設・母子福祉施設・障害者支援施設等はそれぞれ独立した拠点区分とします。</p> <p>*障害福祉サービスについては、指定基準に規定する一つの指定障害サービス事業所若しくは多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所、又は指定施設基準に規定する一つの指定障害者支援施設等として取扱われる複数の施設においては同一の拠点区分とします。</p>	原則として、指導指針における会計区分を拠点区分とします。なお、当該施設で一体的に実施されている公益事業は、当該拠点区分に含めることができます。
サービス区分	<p>運用指針Ⅰの5に基づき設定します</p> <p>*介護保健サービス及び障害者福祉サービスについては、会計基準注解（注4）に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分することが定められている事業をサービス区分とします。</p> <p>*介護保険サービス及び障害福祉サービス以外の事業については、定款に定める事業</p>	原則として、指導指針におけるセグメントをサービス区分とします

	<p>ごとにサービス区分を設けます。</p> <p>* 主たる事業介護サービスと一体的に行われている介護予防サービス等や保育所で行われている一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業は主たる事業と同一のサービス区分としてよいとされています。</p>	
--	--	--

就労支援関係

	授産基準から移行	就労支援基準から移行
事業区分	* 授産基準における授産施設会計単位は社会福祉事業区分とします	* 就労支援基準における就労支援事業会計単位は社会福祉事業区分とします
拠点区分	* 運用指針 I の 4 に基づき一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とします。なお、当該施設で一体的に実施されている公益事業は、当該拠点区分に含めることができます。	同左
サービス区分	拠点区分において複数の指定障害福祉サービスを実施している場合は運用指針 1 の 5 に基づき指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業についてサービス区分を設定します。	同左

10 附属明細書

- ① 基本財産及びその他の固定資産の明細書
- ② 引当金明細書
- ③ 拠点区分資金収支明細書
- ④ 拠点区分事業活動明細書
- ⑤ 借入金明細書
- ⑥ 寄附金収益明細書

- ⑦ 補助金事業等収益明細書
- ⑧ 事業区分間及び拠点区分間資金移動明細書
- ⑨ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
- ⑩ 基本金明細書
- ⑪ 国庫補助金等特別積立金明細書
- ⑫ 固定資産管理台帳
- ⑬ 積立金・積立資産明細書
- ⑭ サービス区分間資金移動明細書
- ⑮ サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書

就労支援事業については上記の付属明細書につぎの明細書が必要となります。

- ⑯ 就労支援事業別事業活動明細書（多機能事業所用等は別途様式による）
- ⑰ 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援販管費明細書
- ⑱ 就労支援事業明細書

なお、⑯・⑰・⑱については、多機能事業所の場合は多機能事業所用等の明細書を作成することになります

- * 固定資産管理台帳については、「基本財産及びその他の固定資産の明細書」とは別に作成を求めています。項目は、取得年月日・数量・償却方法・耐用年数・償却率・償却月数・取得価額です。又、国庫補助金等特別積立金に関しては「基本財産及びその他の固定資産の明細書」にも記載することになります。
- * 就労支援事業に関する明細書
就労支援事業の範囲については次のとおりです。
 - ：障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援移行
 - ：同法施行規則第6条第10項第1号に規定する就労継続支援A型
 - ：同法施行規則第6条第10項第2号に規定する就労継続支援B型
 - ：同法第5条第6項に基づく生活介護においては、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとされています。
- * サービス区分ごとに定める就労支援事業については、各就労支援事業の年間売上高が1千万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等

の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原価明細書」・「就労支援販管費明細書」の作成に替えて「就労支援事業明細書」を作成すれば足りるとされています。

1.1 財務諸表に対する注記（法人全体）

① 重要な会計方針

貯蔵品の評価方法 総平均法
有価証券の評価方法 移動平均法
退職給与引当金の計上基準 職員の退職金の支給にそなえるため、〇〇〇により計算した退職給与引当金を計上している。

② 重要な会計方針の変更

③ 基本財産の増加

建物（〇〇〇） ＊＊＊＊＊円
土地（〇〇〇用敷地） ＊＊＊＊＊円

④ 基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

〇〇〇施設を△△△へ譲渡したことに伴い、基本金・・・・円及び国庫補助金等特別積立金・・・・円を取り崩した。

⑤ 担保に供されている資産の種類及び金額

基本財産建物・・・・円
基本財産土地・・・・円
・・・・・・・・・・・・円

担保にしている債務の種類及び金額

設備資金借入金・・・・円
〇〇〇借入金・・・・円

⑥ 重要な後発事象

上記以外に次の9項目が追加になります。

⑦ 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義が存在していると判断した法人が記載することになります。例えば、次の要件が考えられます。

- ：収支（資金・事業活動）が経常的に極端に悪化
- ：債務超過
- ：借入金の返済不能

- ：巨額損害賠償金の発生
- ：法令違反等による著しい信用の喪失
- ⑧ 法人で採用する退職給付制度
- ⑨ 拠点区分・サービス区分の設定方法等
- ⑩ 減価償却累計額を直接控除した場合は取得価格・減価償却累計額・当期末残高
- ⑪ 徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権額・徴収不能引当金当期末残高・債権当期末残高
- ⑫ 重要な偶発債務（保証債務等の偶発債務）
- ⑬ 満期保有債券の内訳表・帳簿価格・時価・評価損益等
- ⑭ 関連当事者との取引内容

定義

：当該社会福祉法人の役員（準ずる者を含む）及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）。但し、対象とする役員は有給常勤役員に限定する。

：前項の該当者が議決権の過半数を有している法人

取引

：当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は、近親者の所有割合。

：当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業

：当該社会福祉法人と当該関連当事者との関係

：取引内容

：取引の種類別の取引金額

：取引条件及び取引条件の決定方針

：取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

：取引条件の変更があった場合には、その旨、変更内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

上記の取引については、注記に記載しなくてよい場合

：一般競争入札による取立、並びに預金利息及び配当金の受取
その他の取引の性格から見て取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引

：役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

1 2 主な改正点

(1) 基本金

現行会計基準第31条第4号基本金が廃止され、基本金は法人の設立及び施設整備等のための法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄附金に限定され、「第1号基本金」「第2号基本金」「第3号基本金」という名称は定義されていません。

現基準の事業活動収支計算書では「繰越活動収支差額の部・○基本組入額・○基本金取崩」で処理していましたが、新会計基準では「特別増減の部・基本組入額」・「繰越活動増減差額の部・基本金取崩額」に分けて処理することになります。

基本金の取崩しの要件に改正点はありませんが、取崩す場合は所轄庁の審査が必要であることが、「運用指針Ⅰ・14基本金について(3)基本金の取崩し」で明記されています。

第4号基本金の廃止の取扱い

4号基本金の計上金額は全額取崩し、事業活動計算書・「繰越活動増減差額の部」に次の勘定科目を設定し処理することになります。

「基本金取崩額・第4号基本金取崩額」

現基準で認められていた第4号基本金を新会計基準移行年度において取崩す場合に限り処理することができます。

(2) 国庫補助金等特別積立金

「運用指針Ⅰ」において、国庫補助金等の内容が定義付けられ、民間公益補助事業による助成金等、施設の改修や固定資産の取得の目的で共同募金会から受ける特別分配金、並びに設備資金借入金の返済のための補助金等も含まれることが明記されています。

国庫補助金等特別積立金の取崩しに関しては取り崩す要件は次のとおりになります。

＊国庫補助金等特別積立金取崩額の計算方法の変更

指導指針の方式に統一して、国庫補助金等により、取得した資産が減価償却費等の事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩すとされました。これを数式化すると次のとおりになります。

	計 算 式
新会計基準	国庫補助金等特別積立金 × (減価償却費 / 取得価格)
現基準 (会計基準)	国庫補助金等特別積立金 ÷ 耐用年数

このように、指導指針の処理方法で計上額としている施設等は新会計基準移行する場合は調整する必要はありませんが、会計基準・授産基準等を適用している施設等は新会計基準の定める計算式により国庫補助金等特別積立金取崩額を再計算し、その差額を「過年度分の収益・費用」として調整する必要があります。なお、重要性が乏しい場合には、調整する必要はありません。

(例) 重要性が乏しい場合とは

残余償却期間が耐用年数の10%以下に達している固定資産等が考えられます。

国庫補助金等特別積立金取崩額の調整する理由

現基準では、国庫補助金等特別積立金の額を耐用年数で除した金額とされていましたが、減価償却制度の改正により、平成19年4月1日以降取得した固定資産については、問題はありませんが、平成19年3月31日以前に取得した固定資産については、耐用年数到来時には、当該固定資産の帳簿価額の10%となりますが、国庫補助金等特別積立金の帳簿価額はゼロとなります。この差額の調整方法として、耐用年数到来時には国庫補助金等特別積立金が固定資産残存価額と同額にするために、この調整することになります。

*設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の取扱い

指導指針の処理方法で計上額としている施設等が、新会計基準移行する場合は調整する必要はありませんが、会計基準、授産基準等を適用している施設等は設備資金借入金元金償還補助金については国庫補助金等特別積立金の積立対象となつてはいませんでしたが、新会計基準では積立の対象となり、次の方法で処理することになります。

*原則処理

新会計基準への移行適用にあたっては、国庫補助金等特別積立金の計上金額は国庫補助金等が未入金を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）から、償還補助金予定額の総額を基礎として新会計基準移行年度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出します。

計算式

新会計基準移行年度期首の国庫補助金等特別積立金の額

＝入金済み設備資金借入金元金償還補助金の総額

$$\text{償還補助総額} \times \frac{\text{固定資産取得時から新会計基準移行年度期首までの経過期間の減価償却累計額}}{\text{取得価格}}$$

償還補助金予定額の総額とは

設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の金額のことをいいます

* 簡便処理

新会計基準移行年度以降の会計年度において、受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積立て、移行年度以降に入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計額の期間費用計上額に対応した金額を取崩すことができます。具体的には、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除して得た金額を、各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法です。

計算式

$$\text{国庫補助金等特別積立金取崩額} = \text{補助金合計金額} \div \text{残余耐用年数}$$

* 新会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合

新会計基準移行年度において、償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数がほとんど経過している場合をいいます。

* 新会計基準移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の額に重要性が乏しい場合

補助金合計額が償還補助総額の10%以内の額を目安として考えられます。この会計処理の考え方として、各会計年度に入金される設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に計上後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することになります。

* 要約すると、償還補助金が国庫補助金等特別積立金に積立てられるようになった理由は次のことが考えられます。

- ① 償還補助金も施設整備補助金と同様、国庫補助金等であり、補助金の給付時期だけ違う。将来入金予定の償還補助金を未収金計上しないため、国庫補助金等特別積立金積立額と取崩額が同額になり、事業活動収支計算書の収支差額に影響がないというのが計上されなかったと考えられます。
- ② 補助金の給付時期によって、会計処理が異なることをなくした

めの改正と考えられます。

	国庫補助金等特別積立金	取崩	会計表示
現基準	1) 施設整備等補助金収入 2) 借入金元金償還補助金収入(指導指針のみ) 3) 共同募金特別分配金	1) 減価償却 2) 廃却	1) 事業活動収入 2) 特別収入
新会計基準	1) 施設整備補助金収入 2) 借入金元金償還補助金収入 3) 共同募金特別分配金	1) 減価償却 2) 廃却	1) サービス活動費用のマイナス 2) 特別費用のマイナス

<仕訳：資金収支は除く>

償還補助金の入金

(現金預金) ○○○

(設備資金借入金元金償還補助金収益) ○○○

(国庫補助金等特別積立金積立額) ○○○ (国庫補助金等特別積立金) ○○○

年度末

(建物減価償却) ○○○

(建物) ○○○

(国庫補助金等特別積立金) ○○○ (国庫補助金等特別積立金取崩額) ○○○

<例> 建物取得価額¥1,000 耐用年数10年 H22・4・1取得

	22・4	23・3	24・3	25・3	26・3
建物取得価額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
減価償却費		100	100	100	100
減価償却費累計額		100	200	300	400
建物帳簿価額	1,000	900	800	700	600
取得時国庫補助金等の額①	600	540	480	420	360
同上の取崩額		60	60	60	60
将来償還補助金の額②	200	180	160	140	120
同上の取崩額		20	20	20	20
①+②	800	720	640	560	480
国庫補助金等の取崩額の計		80	80	80	80

(3) 引当金

退職給付引当金（退職給付会計の適用が明確）、賞与引当金（計上すべき金額の算定方法が明記）、徴収不能引当金の3種類に限定されていません。

新会計基準	現基準
退職給付引当金	退職給与引当金
賞与引当金	賞与引当金
徴収不能引当金	徴収不能引当金
	その他の引当金

退職給付引当金（貸借対照表・固定負債）

退職金規程により、職員の退職時に退職金を支給する旨を定めている場合、将来支給する退職金の内、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用として計上し、負債として残高を退職給付引当金として計上します。なお、上記の計算根拠として、対象となる職員数が300人未満及び300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務については期末支給額により算定することができるものとされています。（例外規定）退職給付引当金の計上額を貸借対照表の「退職給付積立資産」として同額計上されるのが望ましいと考えられます。

<仕訳>

年度末退職給付引当金の繰入

(退職給付引当金繰入) ○○○ (退職給付引当金) ○○○

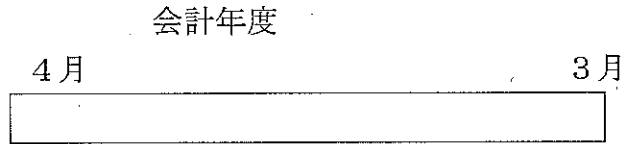
*退職給付引当金繰入額の計算

当年度末退職金要支給額－前年度末退職金要支給額

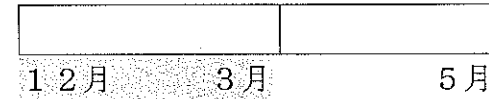
賞与引当金 (貸借対照表・流動負債)

会計年度末における職員に対する賞与(期末手当)の支給対象期間の経過分に対応する金額を計上します。(新会計基準注解19)

計算方法(例)



夏季手当支給対象期間



(賞与引当金の対象)

7月支給

<計算起算月(例)>

冬季手当 対象期間 計算起算日 6月～11月

夏季手当 対象期間 計算起算日 12月～翌年5月

<仕訳>

3月末

賞与対象期間 12月～3月

(賞与引当金繰入) ○○○ (賞与引当金) ○○○

C/F 仕訳なし

翌年度 賞与支給月

(賞与引当金) ○○○ (現金預金) ○○○

(職員賞与) ○○○

C/F

(職員賞与) ○○○ (支払資金) ○○○

* 新会計基準では賞与引当金繰入額は事業活動計算書の人件費の中区分として勘定科目が設定されています。

徴収不能引当金 (貸借対照表・流動資産)

運用指針I「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項について」の中で次のようになっています。毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上します。又、徴収不可能以外の一般債権については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を引当金として計上するようになっています。

<仕訳>

計上の場合

(徴収不能引当金繰入) ○○○ (徴収不能引当金) ○○○

- * 現基準では、引当金戻入を収入計上し、対応する費用をそのまま計上する方法(洗替法)の会計処理を行っていましたが、新会計基準では当該差額のみ費用計上する方法(差額補充法)が採用されています。従って、「引当金戻入」勘定は削除されています。

(4) 寄附金

共同募金会からの寄附について

： 経常経費に係る配分金

補助金事業収入に計上します。事業活動計算書の「サービス活動増減の部」・資金収支計算書「事業活動による収支」の欄に該当します。

： 施設整備事業及び設備整備事業に係る配分金

国庫補助金等特別積立金に積立てます。事業活動計算書の「特別増減の部・施設整備等補助金収益」・資金収支計算書の「施設整備等による収支・施設整備等補助金収入」の欄に該当します。

： 受配者指定寄附金

事業活動計算書の「特別増減の部・施設整備等寄附金収益」、資金収支計算書の「施設整備等による収支・施設整備等寄附金収入」の欄に該当し、寄附金の内容により基本金に該当する場合は基本金に組入れます。

金銭の寄附について

： 寄附の目的により帰属を決定し次の勘定科目で処理します。

事業活動計算書の「サービス活動増減の部・経常経費寄附金収益」又は、「特別増減の部・施設整備等寄附金収益」に、資金収支計算書の「事業活動による収支・経常経費寄附金収入」又は「施設整備等による収支・施設整備等寄附金収入」の欄に該当します。

物品の寄附について

：取得時の時価により収入として処理します。

経常経費に対する寄附物品であれば、事業活動計算書のサービス活動増減の部「経常経費寄附金収益」に、資金収支計算書の事業活動による収支「経常経費寄附金収入」の欄に該当します。

：当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は、社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものは、寄附金収益及び寄附金収入として計上しなくてもよいことになっています。

(5) 資産・負債区分の改正点

ワン・イヤールールの適用

決算日の翌日から、債権債務の入金・支払の期限到来日までの期間となっています。例えば、借入金を毎月又は毎年元利返済していく場合、借入契約が1年以上であっても、決算日の翌日から1年以内に返済期限が到来する部分は流動負債に計上し、それ以外の部分は固定負債に計上することが明記されています。

<仕訳>

(設備資金借入金) ○○○

(1年以内返済予定設備資金借入金) ○○○

C/F

仕訳なし

その他

特定の目的で保有する預貯金及び長期借入金の担保に供している預貯金は、固定資産に属し、当該目的を示す適当な科目で表示することが明記されています。

未収金等の債権の内、破産債権・更生債権等1年以内に回収できないことが明らかなものについては、固定資産に属することになっています。

(6) 退職共済制度の改正点

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度で

の退職共済掛金の会計処理は現基準での会計処理と同様な処理になります。又、島根県民間社会福祉施設職員等共済会（加入は法人の任意）への掛金職員 1 人年間¥8,610（掛金¥8,000 手数料¥610）は、上記同様現基準と同様な処理になります。

<仕訳>

独立行政法人福祉医療機構の掛金

P/L・B/S

(退職給付費用) 〇〇〇 (現金預金) 〇〇〇

C/F

(退職給付支出) 〇〇〇 (支払資金) 〇〇〇

島根県民間社会福祉施設職員等共済会の掛金

P/L・B/S

(手数料) 610 (現金預金) 610

(退職給付費用) 8,000 (現金預金) 8,000

C/F

(事務費・手数料) 610 (支払資金) 610

(退職給付支出) 8,000 (支払資金) 8,000

(7) 内部取引の改正点

事業区分・拠点区分及びサービス区分を設けたことにより、区分をまたがる取引、事業区分間取引、拠点区分間取引、サービス区分間取引が生じる可能性があります。これらの取引を「内部取引消去」の欄において消去することが求められています。

事業区分・拠点区分間の内部取引高それぞれの、「資金収支内訳表」「事業活動内訳表」において相殺消去、又内部貸借取引の残高は「貸借対照表内訳表」において相殺消去することになります。

サービス区分間の取引については、「拠点区分資金収支明細書」「拠点区分事業活動明細書」において相殺消去することになります。

事業区分間・拠点区分間・サービス区分間での資金繰入金収入・支出があった場合、附属明細書として「事業区分間及び拠点区分間資金移

動明細書」「サービス区分間資金移動明細書」の作成が求められています。現基準においては、経理区分間及び会計単位間資金移動明細書に該当します。

社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間・拠点別区分間・サービス区分間等の貸付金（借入金）の残高がある場合は、それぞれ「事業区分間及び拠点別区分間貸付金（借入金）残高明細書」「サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書」を作成することが求められています。

(8) 共通収入・支出（収益費用）の配分方法

現基準においても、合理的な基準に基づいて配分する方法が求められていますが、新会計基準においても同様な考え方が採用されています。但し、新会計基準では、事業区分、拠点区分及びサービス区分を設けていますので、この区分に共通して生じる収入・支出（収益費用）については合理的な基準により配分することが求められています。

従って、当該法人では、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要です。なお、一度選択した配分基準は、状況の変化等により、選択した配分基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用することを求められています。共通費の配分方法のモデル例があります。

具体的な科目及び配分方法(モデル)

種 類	想定される勘定科目	配 分 方 法
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給料（支出） ・職員賞与（支出） ・賞与引当金繰入 ・非常勤職員給与（支出） ・退職給付費用（退職給付支出） ・法定福利費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間割合により区分 (困難な場合は次の方法により配分) ・職種別人員配置割合 ・看護・介護職員人員配置割合 ・届出人員割合 ・延利用者数割合
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生費(支出) ・職員被服費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与費割合により区分 (困難な場合は延利用者数割合により配分)

<ul style="list-style-type: none"> ・旅費交通費（支出） ・通信運搬費（支出） ・諸会費（支出） ・雑費（支出） ・渉外費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延利用者数割合 ・職種別人員配置割合 ・給与費割合
<ul style="list-style-type: none"> ・事務消耗品費（支出） ・広報費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の消費金額により区分 （困難な場合は延利用者数割合により 配分）
<ul style="list-style-type: none"> ・会議費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議内容により事業個別費として区分 （困難な場合は延利用者数割合により 配分）
<ul style="list-style-type: none"> ・水道光熱費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーター等による測定割合により区分 （困難な場合は建物床面積割合により 配分）
<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物修繕は、当該修繕部分により区分 ・建物修繕以外は事業個別費として配分 （困難な場合は建物床面積割合により 配分）
<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料（支出） ・土地建物賃借料（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借物件特にリース物件については、 その物件の使用割合により区分 （困難な場合は建物床面積割合により 配分）
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物床面積割合により配分。自動車関 係は送迎利用者数割合又は使用高割 合で、損害保険料等は延利用者数割合 により配分
<ul style="list-style-type: none"> ・租税公課（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物床面積割合により配分 ・自動車関係は送迎利用者数割合又は使 用高割合で配分
<ul style="list-style-type: none"> ・保守料（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守契約対象物件の設置場所等に基づ き事業個別費として区分 （困難な場合は延利用者数割合により 配分）

	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費支出（寝具・給食・その他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の消費金額により区分（困難な場合は延利用者数割合により配分） ・延利用者数割合 ・実際食数割合 ・建物床面積割合
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・介護用品費（支出） ・医薬品費（支出） ・診療・療養等材料費（支出） ・消耗器具備品費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の消費金額により区分（困難な場合は次の方法により配分） ・延利用者数割合 ・各事業別収入割合
	<ul style="list-style-type: none"> ・給食材料費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際食数割合により区分（困難な場合は次の方法により配分） ・延利用者数割合 ・各事業別収入割合
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の材料費（支出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・延利用者数割合により区分（困難な場合は各事業別収入割合により配分）
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・建物付属設備 ・構築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物床面積割合により区分（困難な場合は延利用者数割合により配分）
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用器械備品・その他の器械備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用高割合により区分（困難な場合は延利用者数割合により配分）
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の有形固定資産・無形固定資産 	<ul style="list-style-type: none"> 延利用者数割合により配分
支払利息	支払利息	<ul style="list-style-type: none"> 事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分（困難な場合は次の方法により配分） ・借入金が主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合 ・それ以外は、延利用者数割合
引当金繰入	退職給付引当金繰入 賞与引当金繰入	<ul style="list-style-type: none"> 給与費割合により区分（困難な場合は延利用者数割合により配分）

	徴収不能引当金繰入	事業毎の債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分 (困難な場合は延利用者数割合により配分)
--	-----------	--

* 平成13年3月28日 老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について・4 具体的な科目及び按分方法」より

(9) 支払資金の改正点

支払資金の範囲は、現行基準と考え方は変わりませんが、次のものを除くとされています。

- ① 1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの。
- ② 引当金（徴収不能引当金・賞与引当金）
- ③ 棚卸資産（貯蔵品除く）

(10) 金融商品の改正

現基準では、取得価額をもって、資産に計上（取得価額より市場価格が50%下落した場合、強制評価減をみとめていた）していましたが、新会計基準では、貸借対照表に計上されている資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務諸表の透明性を向上させるために、金融商品の時価会計の考え方が導入されています。

新会計基準注解の16において満期保有目的の債権の評価について次のように明記されています。

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

有価証券の調整方法

新会計基準移行年度期首に所有する有価証券について次の方法で調整します。

- * 満期保有目的の債券等（償却原価法を適用するもの）
 取得時から、償却原価法を適用したこととして、新会計基準移行年度期首の帳簿価額を算定します。
 上記の算定した額と新会計基準移行年度期首の帳簿価額との差額は、「過年度の収益・費用」として調整します。

- * 満期保有目的の債券以外の有価証券の内、市場価格があるもの（時価法を適用する）
 新会計基準移行年度の前年度末の時価を算定し、算定した額と新会計基準移行年度期首の帳簿価額との差額は、「過年度の収益・費用」として調整します。

	項 目	貸借対照表の計上
満期保有有価証券	取 得 価 格	貸借対照表に計上
	高い価格・低い価格で購入した場合は償却原価法に基づいた価格	貸借対照表に計上
上記以外の有価証券	市場価格があるもの	時価で貸借対照表に計上
	市場性のないもの	取得価格で貸借対照表に計上

*償却原価法の仕訳例（定額法・利息法）

額面¥1,000 取得価格¥950 償還年数5年

*定額法

（投資有価証券）950（現金預金）950

C/F

（投資有価証券取得支出）950（支払資金）950

次年度以降

（投資有価証券） 10 （受取利息配当金収益） 10

*利息法

(投資有価証券)	1,000	(現金預金)	950
		(未収収益)	50
(未収収益)	10	(受取利息配当金収益)	10

C/F

(投資有価証券取得支出)	950	(支払資金)	950
--------------	-----	--------	-----

次年度以降

(未収収益)	10	(受取利息配当金収益)	10
--------	----	-------------	----

(11) 減損会計

民間の企業の場合、固定資産の価値の下落を財務諸表に計上します。このことは、固定資産の収益性が低下して、固定資産に対する投資額の回収が見込めなくなった場合に適用されます。主に建物や機械装置などの固定資産だけに適用します。この、減損会計は評価が下がった場合に帳簿価格を下げるだけで、評価を上げることはありません。

例えば、機械装置で製品を作っているその製品が大幅に値下がりし、今のままでは将来の売上高を計算しても、とても予定していたような利益(配分)が稼げないことがわかった。

これでは、将来の損失の先送りになるため、この機械装置の価値を一時的に大幅に下げること、それ以降の減価償却費を減らし、固定資産の正しい価値を帳簿価格に反映させることとなります。

この、減損会計を適用する場合は、理事会(経営陣)がその事業が将来生み出す現金を計算し、機械装置の価値を計算する。

社会福祉法人の新会計基準において、第4章 貸借対照表・貸借対照表価額の(6)に次のように明記されています。

資産の時価が著しく下落したとき、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値を算定でき、かつ使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸

借対照表価額とすることができるものとする。(注 18)

(注 18) 固定資産の使用価値の見積もりについて

- (1) 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。
- (2) 使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する

となっています。したがって、社会福祉法人では限定的であり、該当ケースはあまりないように思われます。

*資産の時価が著しく下落とは

時価が帳簿価格から概ね50%を超えて下落している場合のことをいいます。事業活動計算書の勘定科目「特別増減の部・資産評価損」で会計処理します。

(12) リース会計

ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引があります。このファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされています。

リース取引の種類

種類	内容	
ファイナンス・リース	① リース契約に基づく期間の中途において契約が解除できない。	
	② 借手が、契約に基づきリース物件からもたされる経済的利益(便益)を実質的に享受でき、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する取引。	
	種類	内容
	所有権移転	物件の所有権が借手に移転すると認められる

		取引 *リース契約終了後、又は、途中でリース物件が借手に移転する取引 *割安購入選択権が借手に与えられており、行使が確実に予想される取引 *借手の特別仕様による制作であり、リース物件の返還後、貸手が第三者にリース又は売却が困難な取引
	所有権移転外	物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引
オペレーティング・リース	ファイナンス・リース取引以外の取引。	

リース取引のうち、重要性の乏しい場合は通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行います。

重要性の乏しいリース契約
* リース契約1件あたりのリース料の総額が300万円以下のリース取引等少額のリース資産
* リース期間が1年以内のリース取引

リース契約時にリース資産は「固定資産・その他固定資産」に・リース債務は「固定負債」に計上し、リース資産は減価償却を通して費用化し、リース債務についてはリース料の支払に伴って減額する処理方法になります。

リース会計の処理方法は、原則処理（利息法）・簡便処理1・簡便処理2の3通りあります。

<取引例>

リース物件 ○○○ 法定耐用年数 ○○年
 リース物件の購入価額 ¥7,500,000
 リース期間 3年

リース料 年間 ￥2,700,000
 3年間のリース料の総額 ￥8,100,000
 リース取引の内容 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 減価償却の方法 リース期間定額法

<原則処理>

リース総額¥8,100,000 からリース物件の購入価額¥7,500,000 を差引いた額¥600,000 が利息相当額となります。この¥600,000 を利息法により各期に配分します。

	リース料			減価償却計算		
	計	元本	利息	期首帳簿 価額	減価償却 費	期末簿価
初年度	2,700,000	2,374,764	325,236	7,500,000	2,500,000	5,000,000
2年目	2,700,000	2,497,872	202,128	5,000,000	2,500,000	2,500,000
3年目	2,700,000	2,627,364	72,636	2,500,000	2,500,000	0
合計	8,100,000	7,500,000	600,000	—	—	—

リース資産に係る減価償却はリース期間定額法で計算します。

取得時の時

(リース資産) 7,500,000 (リース債務) 7,500,000

年度末の仕訳

(リース債務) 2,374,764 (現金預金) 2,700,000

(支払利息) 325,236

(減価償却費) 2,500,000 (リース資産) 2,500,000

C/F

(ファイナンス・リース債務の返済支出) 2,700,000

(支払資金) 2,700,000

<簡便処理1> *減価償却費はリース料総額をもって計算

	リース料	減価償却計算 (定額法)		
		期首簿価	減価償却費	期末帳簿価額
初年度	2,700,000	8,100,000	2,700,000	5,400,000
2年目	2,700,000	5,400,000	2,700,000	2,700,000

3年目	2,700,000	2,700,000	2,700,000	0
合計	8,100,000	—	—	—

取得時の仕訳

(リース資産) 8,100,000 (リース債務) 8,100,000

年度末の仕訳

(リース債務) 2,700,000 (現金預金) 2,700,000

(減価償却費) 2,700,000 (リース資産) 2,700,000

C/F

(ファイナンス・リース債務の返済支出) 2,700,000

(支払資金) 2,700,000

<簡便処理2> *減価償却費はリース購入価額をもって計算

	リース料			減価償却		
	総額	元本部分	利息相当額	期首簿価	減価償却費	期末簿価
初年度	2,700,000	2,500,000	200,000	7,500,000	2,500,000	5,000,000
2年目	2,700,000	2,500,000	200,000	5,000,000	2,500,000	2,500,000
3年目	2,700,000	2,500,000	200,000	2,500,000	2,500,000	0
合計	8,100,000	7,500,000	600,000	—	—	—

取得時の仕訳

(リース資産) 7,500,000 (リース債務) 7,500,000

年度末の仕訳

(リース債務) 2,500,000 (現金預金) 2,700,000

(支払利息) 200,000

(減価償却費) 2,500,000 (リース資産) 2,500,000

C/F

(ファイナンス・リース債務の返済支出) 2,700,000

(支払資金) 2,700,000

* 社会福祉法人の場合、リース取引について簡便処理を適用することがほ

とんどであり、原則処理になるケースはないと考えられます。

(13) 各財務諸表の主たる変更点

① 資金収支計算書

		新会計基準	現基準
収支区分の名称		事業活動による収支 その他の活動による収支	経常活動による収支 財務活動による収支
表示科目 の収支区 分変更名 称	繰入金収 入・支出	事業活動による収支	経常活動による収支
	積立預金 取崩収 入・支出	その他の活動による収支	財務活動による収支

② 事業活動計算書

		新会計基準	現基準
収支区分の名称		サービス活動増減の部 サービス活動外増減の部 特別増減の部 繰越活動増減差額の部	事業活動収支の部 事業活動外収支の部 特別収支の部 繰越活動収支差額の部
表示科目 の収支区	国庫補助 金等特別	サービス活動増減の部・支 出・減価償却費から控除	事業活動収支の部・収入

分変更及び名称	積立金取崩	売却・処分損の場合 特別増減の部	売却・処分損の場合 特別収支の部
	収入・支出	資金収支計算書 介護保険事業収入 事業活動収支計算書 介護保険事業収益	資金収支計算書 介護保険収入 事業活動収支計算書 介護保険収入

新会計基準			現基準		
サービス活動外増減の部	収益	有価証券売却益 投資有価証券売却益	事業活動外収支の部	収入	会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益(売却収入)
	費用	有価証券売却損 投資有価証券売却損		支出	会計単位間繰入金支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 資産評価損
特別増減の部	収益	固定資産売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益	特別収支の部	収入	固定資産売却益(売却収入)
	費用	資産評価損 固定資産売却損・処分損		支出	固定資産売却損・処分損(売却原価)

	事業区分間繰入金 費用 拠点区分間繰入金 費用 事業区分間固定資 産移管費用 拠点区分間固定資 産移管費用			
--	--	--	--	--

③ 貸借対照表

	新会計基準		現基準
表示科目	その他の流動資産 徴収不能引当金 次期繰越活動増減差額		その他の流動資産 次期繰越活動収支 差額
勘定科目 の追加	流動資産	流動負債	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業未収金 ・ 未収補助金 ・ 未収収益 ・ 受取手形 ・ 医薬品 ・ 診療・療養費材料等 ・ 給食用材料 ・ 前払費用 ・ 1年以内回収予定長 期貸付金 ・ 繰延税金資産 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業未払金 ・ 施設整備等未払金 ・ その他の未払金 ・ 支払手形 ・ 役員職員短期借入金 ・ 1年以内返済予定設 備資金借入金 ・ 1年以内返済予定長 期運営資金借入金 ・ 1年以内返済予定リ ース債務 ・ 1年以内支払予定長 期末払金 ・ 未払費用 ・ 職員預り金 ・ 前受収益 ・ 未払法人税等 ・ 繰延税金負債 	

	固定資産 ・ソフトウェア ・リース資産 ・繰延税金資産 ・長期預り積立資産 ・〇〇積立資産 ・長期前払費用	固定負債 ・リース債務 ・長期未払金 ・繰延税金負債 ・長期預り金 ・役員等長期借入金	
--	--	---	--

現基準と同様、勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、勘定科目を追加でき、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適切な勘定科目を追加することができます。

就労支援関係

新会計基準			現基準		
—			就労支援事業活動の部	収入 支出	就労支援事業収入 就労支援事業支出
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益 ○事業収益	福祉事業活動の部	収入	
	費用	就労支援事業費用 就労支援販売原価 期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入原価 期末製品（商品）棚卸高 就労支援販管費		支出	

主なその他の収入項目及び支出項目

- ① 現基準では、固定資産の処分について、それぞれ、固定資産売却益（売却収入）・固定資産売却損・処分損（売却原価）で処理するようになっていますが、新会計基準では売却損益の差額のみを計上します。
- ② 受入研修生に係る謝金・職員及び外来者の給食に係る徴収金
現基準では「事業活動収支の部・雑収入又は私的契約利用料収入」に計上していましたが、新会計基準では受入研修生に係る謝金は「大区分・サービス活動外増減の部・中区分・その他のサービス活動外収益・受入研修費収益」に計上。又、職員及び外来者の給食に係る徴収金は、「中区分・利用者等外給食費収益」に計上します。
- ③ 常勤職員の人件費を、現基準では職員俸給と職員諸手当に分けていましたが、新会計基準では「職員給料」・「職員賞与」計上します。
- ④ 職員の派遣料を現基準では業務委託費で処理していましたが、新会計基準では、「大区分 人件費 中区分 派遣職員費」に計上します。
- ⑤ 退職金と退職共済掛金は現基準では、別々の勘定で処理していましたが、新会計基準では統合して「退職給付費用」になります。
- ⑥ 事務費の賃借料は新会計基準では、「賃借料」・「土地・建物賃借料」に分けて、処理します。
- ⑦ 「水道光熱費」「燃料費」「賃借料」は原則として事業費のみに計上しますが、但し、措置費支弁対象施設・保育所の弾力運用が認められないケースに於いては、事業費・事務費の双方に計上できます。
- ⑧ 就労支援会計において、生産活動（作業）の事業種目として小売事業を行っている場合、授産事業支出明細書の「材料費・材料（商品を含む）仕入高」を使用することは誤りです。なぜならば製造原価明細表の「材料費・当期材料仕入高」の勘定科目で処理していることになります。この勘定科目は製造事業における材料を仕入れる場合のみ計上することになっています。
この生産活動（作業）の事業種目として小売事業の商品や製品を仕入れ

る場合の勘定科目は、就労支援事業別事業活動収支内訳表の「当期就労支援事業製造原価及び当期製品（商品）仕入高」に計上処理します。
この科目は、更に小科目が必要で、具体的には当期就労支援事業製造原価及び当期製品（商品）仕入高・当期就労支援事業製造原価・当期製品（商品）仕入高の科目を設定することになります。

- ⑨ 「法人税、住民税及び事業税」の勘定科目がそれぞれ資金収支計算書、事業活動計算書（資金収支計算書においては、法人税・住民税及び事業税支出）に設定されていますが、この勘定科目に計上処理する場合は収益事業を実施していて、納税額がある場合のみとなります。

1.3 積立金の積立について

積立金と積立資産の積立には、増減差額が発生した年度の財務諸表に反映させると明記されています（原則）

但し、専用の預金口座で管理する場合に限り、例外として決算後 2 ヶ月以内に預け処理することができるとされています（例外規定）

就労支援事業の「工賃変動積立金」・「設備等整備積立金」の処理に関しては特に変更はありません

保育所・就労支援事業に関しては、「その他の積立金」と「〇〇積立資産」が同額にならないといけないので、注意が必要です。

新会計基準・第 4 章・第 4・第 4 項に次のように明記されています

「その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積立てた額を計上するものとする。（注 20）」

（注 20） 積立金と積立預金の関係について

法人全体の事業活動計算書で「当期末繰越活動増減差額」に「その他積立金取崩額」を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額を「〇〇積立資産」を積立てるものとする。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

1.4 移行時の取扱い

現基準から新会計基準へ移行する際、評価基準・評価方法等の相違から計算数値に差異が生ずる場合には、調整を行います。

調整の結果、移行前の会計年度に発生した収益・費用については次のとおり処理します

	原則	例外 (重要性が乏しい場合)	修正項目が複数になる場合
事業活動計算書	特別増減の部 「その他の特別収益」 「その他の特別損失」	サービス活動外増減の部 「その他のサービス活動外収益」 「その他のサービス活動外費用」	(1) 事業活動計算書 * 中区分勘定科目を設ける。 「その他の特別収益」 「その他の特別損失」 (2) * 中区分の勘定科目に「会計基準移行に伴う過年度修正額」を設ける。 「その他の特別収益」 「その他の特別損失」
資金収支計算書	その他の活動による収支 「その他の活動による収入」 「その他の活動による支出」		(1) * 中区分勘定科目を設ける。 「その他の活動による収入」 「その他の活動による支出」 (2) * 中区分の勘定科目に「会計基準移行に伴う過年度修正額」を設ける。 「その他の活動による収入」 「その他の活動による支出」

15 新会計基準の主な改正点のまとめ

新会計基準と現基準との比較

	新会計基準	現基準
一元化	全社会福祉法人に対して一つの会計ルールを適用	様々な会計ルールが併存している
区分	法人全体 事業区分 拠点区分 サービス区分	会計単位 経理区分
計算書類の簡素化 財務諸表等の作成	資金収支計算書 事業活動計算書 貸借対照表	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表 財産目録
	附属明細書 財産目録	その他の明細書等
内部取引消去	区分間取引により発生する内部取引は各区分の財務諸表・附属明細書において相殺消去する	無
その他	基本金 国庫補助金等特別積立金 引当金 ワンイヤー・ルールの適用 内部取引 金融商品 リース会計	

1.6 新会計基準の導入までの移行計画

- (1) 新会計基準に関する情報収集・会計処理の方法の習得
- (2) 財務システムに関する情報収集
導入に関しての追加費用（コスト）の検討（ソフト・ハードの両面）
他メーカーとの比較検討
- (3) 移行時期の決定
- (4) 会計システムの決定
- (5) 諸規定の作成・承認

新会計基準移行の承認

新基準に準拠した経理規程の所要の改訂

- ① 社会福祉法人会計基準（新会計基準）に準拠した経理規程作成
- ② 新基準に移行する翌年度期首に向けて、新資金収支計算書・新事業活動計算書・新貸借対照表等の様式及び勘定科目の設定
- ③ 新会計基準に準拠した財務システムへの事業区分・拠点区分・サービス区分・勘定科目等の登録等の処理

新基準様式に基づく当初予算の承認

会計基準移行時精算表作成

本部会計残高区分表作成

勘定残高集計表作成

前期末支払資金残高の調整表作成

前期繰越活動増減差額の設定表作成

- (6) H24年度決算業務（現基準）
- (7) 現基準に基づく決算終了後、新基準様式に基づく開始貸借対照表様式の作成

* 参考資料 区分・財務諸表の作成基準

区分	区分に対応して作成を求められる財務諸表		作成基準		
			全ての社会福祉法人が作成しなければならない財務諸表	公益事業・収益事業を実施している福祉法人が作成しなければならない財務諸表	拠点が2つ以上ある社会福祉法人が作成する財務諸表
事業区分	法人全体の合計を予算対比又は前年度比較で表示	(1号の1様式) 資金収支計算書	○		
		(2号の1様式) 事業活動計算書	○		
		(3号の1様式) 貸借対照表	○		
	法人が実施する事業の内訳(社会福祉事業・公益事業・収益事業の別)を表示	(1号の2様式) 資金収支内訳表		○	
		(2号の2様式) 事業活動内訳表		○	
		(3号の2様式) 貸借対照表内訳表		○	
拠点区分	各事業区分で実施する拠点区分(特養○苑・保育所○園などの拠点)の内訳を表示	(1号の3様式) ○事業区分資金収支内訳表			○
		(2号の3様式) ○事業区分事業活動内訳表			○
		(3号の3様式) ○事業区分貸借対照表内訳表			○
	特養○苑・保育所○園などの拠点区分ごとに	(1号の4様式) ○拠点区分資金収支計算書	○		

予算対比又は前年度比較で表示	(2号の4様式) ○拠点区分事業活動計算書	○		
	(3号の4様式) ○拠点区分貸借対照表	○		